



城山地区小・中学校の学習環境にかかる
検討結果報告書（第１段階）

令和７年１０月

城山地区小・中学校の
学習環境のあり方検討協議会

城山地区においては、児童生徒が減少傾向にあり、平成29年3月に相模原市教育委員会が策定した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」において、課題解決の緊急性が高い地域に選定されました。

こうしたことから、令和5年5月に保護者と地域の代表者などで構成する「城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」（以下、「検討協議会」という。）を設立し、教育委員会などの行政関係者にも出席していただいた中で、検討協議会を15回開催し、第2回の検討協議会で、特に児童数が少ない湘南小学校を中心に検討を進めることを決定しました。グループワークや地域へのアンケート、保護者への意見聴取を行い、湘南小学校の児童にとって望ましい学習環境について、検討・協議を重ね、このたび、検討協議会としての検討・協議結果をとりまとめましたので、報告いたします。

その子どもたちの学びの場となる学校の再編は、慎重に、そして丁寧に進める必要があると感じております。

城山地区としてどうすることが、子どもたちにとって良いのか、様々な角度から検討してきた結果です。

こうした思いを踏まえ、教育委員会として、城山地区小・中学校の現状や将来を見据えて、城山地区の子どもたちにとって望ましい学習環境の整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和7年10月8日

相模原市教育委員会
教育長 細川 恵 殿

城山地区小・中学校の学習
環境のあり方検討協議会
会長 齋藤 侑亮

1 検討の背景

城山地区においては、明治6年に川尻小学校、明治39年に湘南小学校、昭和22年に相模丘中学校が設立され、高度経済成長期の人口増加を受けて、昭和53年に広陵小学校、昭和57年に広田小学校、昭和61年に中沢中学校が開校しました。

しかしながら、近年の少子化の進行により、城山地区の小・中学校を取り巻く状況は大きく変化し、特に小学校の児童数は、昭和59年をピークに減少し続けており、現在は、湘南小学校、広陵小学校でクラス替えができない1学年1学級の学年が発生し、過小規模校（※）になっています。

こうした状況の中、城山地区における課題の発見と共有を目的に、令和3年11月に地区内小中学校PTAからの選出委員による「城山地区小・中学校の望ましい学習環境のあり方意見交換会」（以下、「意見交換会」という。）を組織し、情報共有を図るとともに、各学校での課題の抽出を目的に意見交換を3回開催しました。意見の総括から、それぞれの学校の子どもたちにとってどうすることが良いかを主眼に置き、今後も検討していくことが必要であるという意見で一致し、さらにPTAの意見に加え、自治会など地域と深い関わりのある関係団体の意見を踏まえながら更なる検討をする必要があるとの結果を教育委員会へ報告しました。

意見交換会での今後の方向性を踏まえ、令和5年5月に保護者と地域の代表者などで構成する「城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」を設置しました。過小規模校で学ぶ子どもたちのために、多様な考え方に触れることができる学習環境の整備が求められ、城山地区の子どもたちの望ましい学習環境の実現に向けた検討を開始しました。

（※ 過小規模校とは、11学級以下の小学校、5学級以下の中学校）

2 検討の経過

検討協議会は、令和5年5月にスタートし、令和7年10月までに、検討協議会を15回開催し、検討を重ねてまいりました。

【検討経過】

回数	開催年月日	主な内容
第1回	令和5年 5月22日	教育委員会から、児童生徒数の状況や学校規模などの考え方の説明があり、会長・副会長の選任を行った。
第2回	8月 9日	特に児童数が少ない湘南小学校を中心に検討を進めることを決定した。
第3回	10月11日	子どもたちにとって望ましい学習環境について、グループワークを行った。
第4回	12月 4日	湘南小学校の状況や課題等を共有し、検討を行った。

第5回	令和6年 2月 7日	湘南小学校の課題解決に向けた意見交換を行い、未就学児保護者へのアンケートを実施することになった。
第6回	4月24日	湘南小学校の課題解決に向けた意見交換を行った。
第7回	7月24日	湘南小学校のあり方に関するアンケートの実施について、検討を行った。
第8回	10月16日	アンケートの結果を踏まえ、意見交換を行った。
第9回	12月18日	アンケート結果を踏まえ、湘南小学校の課題解決に向け、グループワークを行った。
第10回	令和7年 2月12日	学校区域の変更を伴う手法・伴わない手法について検討を行った。
第11回	4月23日	湘南小学校を再編することを決定した。
第12回	5月28日	再編先について意見交換を行った。
第13回	7月 2日	再編先について保護者に意見を聴くこととした。
	7月22日	保護者説明会を開催した。
第14回	9月 3日	検討結果報告書（案）について、検討を行った。
	9月 8日 ～9月12日	検討結果報告書（案）を保護者へ示し、書面による意見聴取を行った。
	9月28日	湘南小学校の通学区域にお住まいの方へ、検討協議会の検討結果を報告した。
第15回	10月 1日	保護者の意見も踏まえ、検討結果報告書を取りまとめた。

3 検討協議会委員の意見

(1) 湘南小学校を中心にした検討（第2回・第3回検討協議会）

城山地区内においては、1学年1学級の過小規模校が複数発生している中で、特に児童数が少ない湘南小学校は、現在1学年1人の学年が存在し、今後も1人の学年が複数発生する可能性があります。そういった現状から、湘南小学校の児童数減少の問題は先送りできるものではないため、湘南小学校を中心に検討することを決定しました。

(2) 湘南小学校の課題解決のための検討（第4回～第10回検討協議会）

子どもたちが学校生活において、多様な考えに触れながら、様々な活動を通じて切磋琢磨できるよう、過小規模校の解消と望ましい学習環境の整備について議論を重ねました。課題解決には、多様な意見を聴くべきとの意見があり、湘南小学校の保護者以外にも、未就学児の保護者、湘南小学校を卒業した相模丘中学生、湘南小学区にお住まいの地域の方へのアンケートを実施しました。

各種アンケート結果を踏まえ、教育環境・通学環境の視点から、湘南小学校が「存続」「再編」した場合の良い点と不安な点・課題等を抽出・共有し、課題を解決するための手法として、「通学区域の変更を伴う手法」と「通学区域の変更を伴わない手法」を比較検討しました。

【手法① 通学区域の変更を伴う手法に対する主な意見】

手法	検討事項	検討事項に対する意見
学校の統合	通学距離について	スクールバスは必須
	再編を段階的に実施することについて	再編は一度にしたほうがよい

【手法② 通学区域の変更を伴わない手法に対する主な意見】

手法	検討事項	検討事項に対する意見
近隣の学校と合同授業の実施	他校との交流を増やすことについて	友達も増えて良いと思うが、他校への移動時間を確保するため学習時間等が削減されるのは課題である
特色あるカリキュラムの導入	小規模特認校の導入について	今通っている子どもたちのことを考えると、得策ではないと考える

(3) 課題解決方策について（第11回検討協議会）

第10回検討協議会までの議論及び湘南小学校PTAが実施した保護者アンケートの結果（詳細は後述）を踏まえ、望ましい学校規模の実現に向けた方策としては、「学校の再編」をすることが望ましいという意見にまとまりました。

(4) 再編先の検討（第12回・第13回検討協議会）

教育委員会が策定した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」に基づき、望ましい学校規模の実現に向け、湘南小学校から最も近く、適正規模校である「川尻小学校」との再編案と、現在交流を積極的に行っており、児童数が川尻小学校と比べて馴染みやすい人数である「広田小学校」との再編案を比較検討しました。また、再編先については在籍児童の保護者の意見を尊重すべきという意見が出ました。さらに、これから湘南小学校に入学予定の保護者の意見も可能な限り聴くべきという意見が出ました。

※広陵小学校についても検討しましたが、湘南小学校と中学校の指定校が合致しないため、再編先としては難しいという意見になりました。

学校名	主な意見
川尻小学校	・学校規模としては適切であるが、児童数が多いため、学校に馴染めるか不安感がある
広田小学校	・将来過小規模校になる可能性があるが、広田小学校で慣れてから再編になるのであれば、そちらの方が良い ・児童数が馴染みやすい人数であり、現在も交流を行っているので、保護者も安心感がある ・通学距離は川尻小とあまり変わらないので、問題ないとする

4 保護者・地域の意見

(1) 湘南小学校保護者アンケートについて（湘南小学校 PTA 実施）

湘南小学校の合併について保護者アンケートを実施しました。

【アンケートの概要】

ア 実施期間

令和7年2月17日（月）～3月5日（土）

イ 対象世帯

12世帯（回答数：10世帯）

ウ 調査内容

- ① 湘南小学校の合併について賛成・反対
- ② 賛成・反対にあたって不安なこと、希望すること

【アンケートの結果】（②は一部抜粋）

① 賛成：9世帯 反対：1世帯

②・スクールバスでの登下校を希望します。この件について進展が遅すぎます。

・合併するにあたって歩きでは行けない家庭もあります。スクールバスを出していただけるのか。負担は今と変わらないのは困ります。

・不安なことはやはり今後子どもの数が減少することしかないので、小学校生活がちゃんと送れるのか。保護者はもちろん、地域の方の負担が増えて行く事。今も車で迎えなどそれぞれの家庭が色々な負担を背負っている状況です。

・手放しで賛成とは言えないが、子どもたちの学習環境という面からすると、色々な社会性を身に付ける可能性が広がるのはやはり合併なのかなと感じる。

・どの学校と一緒にしてもスクールバスは出してほしいです。合併するなら広田小もしくは広陵小が良いです。湘南小のイベントや行事はなるべく残してほしいです。

・小学校の歴史や地域との繋がりなどを考えると正直合併はしたくないが、全校生徒の人数や1人学級などの現状を考えるとそうは言っていられない。子ども達の将来を考えたら合併するしかない。

・広田小学校との合併を希望します。川尻小学校との合併は人数の多さから、子ども達に別の負担がかかると思います。学校行事で広田小学校との交流があるので安心感があります。

（２）保護者説明会での意見について

第１３回までの検討協議会で検討中の内容について共有し、意見を伺いました。

また、未就学児の保護者へも内容の共有及び意見を伺いました。

- ・再編先の学校については広田小学校を希望する意見が多くありました。
- ・学校再編の時期については、現状の１学年１人の学年が２学年あること、今後入学者がゼロになる可能性があることに対して、学校教育としては限界を感じており、早期に再編を望む声がありました。
- ・再編に際して、登下校のスクールバスは必須であり、下校時間が異なる高学年と低学年においては、学年にあったスクールバスの運行をしてほしい事や、乗降車場所も考慮してほしいという意見がありました。
- ・再編までの期間については、再編先の学校との交流の場をより多く設け、子どもが不安にならないように、顔見知りの状態になるよう学校間での調整をより密にやって欲しいという意見がありました。

（３）地域報告会について

第１４回で湘南小学校の学校再編について検討結果がまとまったので、湘南小学校の通学区域にお住まいの方に検討結果報告会を行い、次のような意見がありました。

- ・広田小学校の間に川尻小学校があるが、再編先が広田小学校になる理解が難しいという意見がありました。
- ・学校再編という形を取るのであれば、通学区域の見直しをしても良いのではという意見がありました。
- ・葉山島の一部が田名地区の小学校へ通うという検討はなかったのかという意見がありました。
- ・来年度入学予定の保護者から、閉校が決まっているのであれば入学時に広田小学校へ通えるような、柔軟な対応をして欲しいという意見や、入学にあたり揃える物品などが広田小学校で使用でき、新たに購入するものがないよう配慮して欲しいという意見がありました。
- ・中学に進学した際にスクールバスは利用できるのか、バス路線が減便になった場合などは、下校時間に合わせたバスがなくなってしまうと困るという意見がありました。
- ・小倉・葉山島地区は調整区域であるため外から入ってくる方が住めない地域なので、子どもの数も増えず、そこは根本の問題であるとの考えのもと、検討協議会での根本の議論を問う意見がありました。

5 検討結果

(1) 意見の総括

現在、湘南小学校は全校児童15人という過小規模校であり、1学年1人の学年も2学年存在しています。子どもたちが学校生活において、多様な考えに触れながら、様々な活動を通じて切磋琢磨できるよう、過小規模校の解消と望ましい学習環境を整えることは、子どもたちの学びや育ちに有益なものと考えます。

その上で、学校再編に取り組むにあたっては、子どもたちの環境変化への対応が特に重要と考え、再編までの期間においては学校間での事前交流を積極的に行い、さらに通学時の安全確保などに留意し、子どもたちが安心して過ごせる環境整備を進めることが求められます。

今回の湘南小学校の学校再編にあたっては、保護者への意見聴取の結果、「広田小学校への学校再編が良い」とする意見が多く、検討協議会において保護者の意見を尊重すべきという考えがまとめられたことを踏まえ、再編先の学校を決定する必要があると考えます。

ア 教育環境について

(ア) 過小規模校の解消について

- ・小規模校の良い点を活かした教育活動を継続し、現在の学習環境を維持することも考えられますが、小規模校の不安な点を考慮すると、湘南小学校の児童数は極端に少なく、再編を行うことにより、1学年1学級の過小規模校を解消することができ、「人間関係が固定化されず、多様な考え方に触れること」や、「児童同士が切磋琢磨する環境を作ることができる」などの点で、メリットが大きいと考えます。
- ・ただし、個々の児童の学習面や生活面の状況を把握し、きめ細かな指導や支援ができるよう職員体制を整備するなど、保護者の不安解消が必要と考えます。

(イ) 学校規模の適正化について

- ・再編先として望む広田小学校は、現在1学年2学級であり、適正規模校ではないが、広田小学校の児童数は馴染みやすい人数と考えられます。
- ・また、1学級20人前後いれば、湘南小学校の全校児童の人数と比べても多様な考えやたくさんの学びを経験できると考えます。
- ・ただし、将来的に広田小学校が過小規模校になる可能性があることは承知しており、検討協議会での検討する対象校になり得ることは念頭に置かなければなりません。広田小学校での人間関係を構築してから再編になるのであればそちらの方が良いと考えます。

(ウ) 児童に対する環境変化への配慮

- ・小学校は、学校単位での再編になるため、友人関係の継続性を確保しつつ、新たな友人との出会いも確保できる点で、メリットがあると考えます。
- ・また、行事については、再編先の学校でも継続して実施できるものは学校間や地域との調整による配慮が必要であると考えます。
- ・ただし、子どもの学習面や生活面の変化に対しては、きめ細かな指導や支援ができるように教職員の配置やスクールカウンセラーの派遣を行うとともに、学校間での事前交流を行うなど、子どもたちの不安を解消できるような取組が必要と考えます。

(エ) 学校施設について

- ・子どもたちが余裕をもって日常を過ごせる空間を確保でき、教育環境をより良いものにすることが必要と考えます。

イ 通学時の安全確保について

- ・学校の再編にあたっては、通学距離や交通状況に留意し、登下校時の安全対策を考える必要があります。
- ・再編にあたり通学距離が長くなるため、登下校にスクールバスを運行することは必須と考えます。
- ・スクールバスの運行については、登下校時の乗降場所、さらに下校時は高学年・低学年で下校時間が異なるため、配慮が必要であると考えます。

ウ 学校と地域のつながりについて

- ・学校と地域には、子どもたちの地域行事への参加や、連携した子どもたちの見守り活動などで密接なつながりがあるため、関係性が希薄化しないように、通学区域の変更後にも、子どもたちが地域行事に容易に参加できる仕組み作りや、学校と地域が連携して実施してきている見守り活動等が継続してできるように調整を行うなど、影響を最小限にするための配慮が必要であると考えます。

(2) 再編の方向性

湘南小学校の学校再編について、検討協議会としての意見を、以下のように取りまとめましたので、子どもたちの学びや育ちに有益となるよう、教育委員会において更に十分に検討するよう求めます。

【具体的な内容】

- ・ 過小規模校である湘南小学校を閉校し、広田小学校に再編
- ・ 再編の時期は、早期に過小規模校を解消するため、令和9年度を目途とする
- ・ 広田小学校への登下校はスクールバスを運行する

【再編後の通学区域図】



(3) 今後の方向性について

第1段階として、湘南小学校を中心に検討を進めましたが、湘南小学校以外の3小学校のうち、現在、広陵小学校については過小規模校となっており、将来的に広田小学校も過小規模校となる可能性があります。さらに、2中学校のうち、現在、中沢中学校は過小規模校となっており、今後も少子化の進行により児童生徒数が減少していくことについては、課題と捉えています。

また、児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けては、校舎の老朽化などの状況も考慮して検討していく必要があると考えます。

これらの課題を改善し、子どもたちにとってより良い学びや育ちのために、それぞれの学校の子どもたちにとってどうすることが良いかを主眼に置き、今後も引き続き検討していく必要があります。

6 資料

資料1	城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会委員名簿	11ページ
資料2	城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会設置規約	12ページ

城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会委員名簿

No.	団体名等	氏名	役職	任期
1	城山地区自治会連合会（会 長） 城山地区社会福祉協議会	小島 盛生	副会長	令和5年5月～令和7年4月 令和7年4月～
2	城山地区自治会連合会（副会長） 城山地区自治会連合会（会 長）	林 和博		令和5年5月～令和7年4月 令和7年4月～
3	城山地区自治会連合会（副会長）	中野 秀人		令和7年5月～
4	城山地区自治会連合会（湘南小学校区）	西川 正行		令和5年5月～令和7年4月
5	城山地区自治会連合会（川尻小学校区）	井上 貢一		令和5年5月～令和7年4月
6	城山地区自治会連合会（広陵小学校区）	安西 忠義		令和5年5月～令和7年4月
7	城山地区自治会連合会（広陵小学校区）	渡辺 政茂		令和7年5月～
8	城山ボランティア連絡会 相模原市赤十字奉仕団城山分団	宗田 真理子		令和5年5月～令和6年7月 令和6年7月～
9	相模原市消防団北方面隊	田野倉 隆彦		令和5年5月～
10	特定非営利法人 城山スポーツ&カルチャークラブめいぶる	片倉 理恵		令和5年5月～
11	城山公民館運営協議会	高野 朝枝		令和7年5月～
12	川尻小学校PTA	三橋 丞		令和5年5月～令和7年4月
13	川尻小学校PTA 相模丘中学校PTA	飯田 雅子	副会長	令和5年5月～令和6年3月 令和6年3月～
14	川尻小学校PTA	中村 千明		令和6年7月～
15	川尻小学校PTA	加藤 絵里		令和7年5月～
16	湘南小学校PTA	井上 千恵		令和5年5月～令和6年3月
17	湘南小学校PTA	仲宗根 麻衣		令和5年5月～令和6年3月
18	湘南小学校PTA	齋藤 侑亮	会長	令和6年4月～
19	湘南小学校PTA	林 あかね		令和6年4月～
20	湘南小学校PTA	高橋 ゆうか		令和7年5月～
21	広陵小学校PTA	磯 隆		令和5年5月～令和6年3月
22	広陵小学校PTA	中井 真以子		令和5年5月～令和6年3月
23	広陵小学校PTA	岩田 直衛		令和6年4月～
24	広陵小学校PTA	近藤 雪		令和6年4月～令和7年3月
25	広陵小学校PTA	河端 美望		令和7年5月～
26	広田小学校PTA	金子 桃子		令和5年5月～令和6年3月
27	広田小学校PTA	佐藤 綾乃		令和5年5月～令和5年9月
28	広田小学校PTA	鵜飼 圭子		令和5年10月～令和6年3月
29	広田小学校PTA	住吉 萌華		令和6年4月～令和7年4月
30	広田小学校PTA	小林 知恵		令和6年4月～令和6年7月
31	広田小学校PTA	谷中 あゆみ		令和6年10月～
32	広田小学校PTA	小松 梢		令和7年6月～
33	広田小学校PTA	樋口 寿子		令和7年6月～
34	相模丘中学校PTA	宇佐美 俊哉		令和5年5月～令和7年4月
35	相模丘中学校PTA	金子 和也		令和5年5月～令和6年3月
36	相模丘中学校PTA	熊澤 雄亮		令和7年5月～
37	中沢中学校PTA	吉野 裕之	会長	令和5年5月～令和6年4月
38	中沢中学校PTA	八木 梢		令和5年5月～令和6年4月
39	中沢中学校PTA	勝山 国敏		令和6年7月～令和7年4月
40	中沢中学校PTA	久保 奈津子		令和6年7月～令和7年4月
41	中沢中学校PTA	田口 真紀子		令和7年5月～
42	中沢中学校PTA	佐藤 智子		令和7年5月～
43	葉山島地区 自治会長	中里 覚		令和6年2月～令和7年4月
44	葉山島地区 自治会長	中里 右幸		令和7年5月～
45	小倉地区 自治会長	高橋 章		令和7年5月～

城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会設置規約

(設置)

第1条 城山地区小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議等を実施するため、「城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」(以下「検討協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 城山地区小・中学校の現在及び将来の児童・生徒数を考慮し、城山地区小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、城山地区小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けて必要なこと。

(委員)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 城山地区まちづくり会議代表から推薦された者 8名
- (2) 川尻小学校PTA会長から推薦された者 2名
- (3) 湘南小学校PTA会長から推薦された者 2名
- (4) 広陵小学校PTA会長から推薦された者 2名
- (5) 広田小学校PTA会長から推薦された者 2名
- (6) 相模丘中学校PTA会長から推薦された者 2名
- (7) 中沢中学校PTA会長から推薦された者 2名
- (8) 検討協議会の会議運営において会長が必要であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、定めない。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(傍聴)

第8条 会長は、検討協議会の会議の傍聴の申出があったときは、検討協議会に諮って、当該申出に対する決定を行うものとする。

2 会長は、正常な会議の進行を確保するため必要と認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(庶務)

第9条 検討協議会の庶務は、相模原市教育委員会の通学区域事務主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討協議会の運営について必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年5月22日から施行する。

(失効)

2 この規約は、検討協議会を解散した日において、その効力を失う。